

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	諫早市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post47/457.html

執行機関名 諫早市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	諫早市市営住宅条例(平成17年条例第205号)による市営住宅(公営住宅を除く。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		諫早市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第5の項 諫早市市営住宅条例(平成17年条例第205号)による市営住宅(公営住宅を除く。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第一条	諫早市市営住宅条例(平成17年条例第205号)第2条及び第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第2条第1項第1号 市営住宅とは公営住宅、市単独住宅及び特定公共賃貸住宅をいう。 同項第3号 市単独住宅とは市が建設を行い、低額所得者に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係らないものをいう。 第3条 市は、住宅に困窮する低額所得者及び中堅所得者等を入居させるため、市営住宅を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		諫早市市営住宅条例(平成17年条例第205号)